

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会会議録
(要点筆記)

(日 時)

平成 30 年 11 月 14 日 (水) 13 : 42 ~ 13 : 49

(場 所)

愛媛県水産会館 6 階 小会議室

(出席者)

委 員 : 中村委員長、森委員、上甲委員、三好委員

事務局 : 藤本事務局長、仙波事務局次長兼総務課長、横山総務企画係長、和田主事 計 8 名

(署名委員)

中村委員長、森委員、上甲委員、三好委員

(議事次第)

1. 開会

2. 議題

議題第 1 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における投票の場所について

議題第 2 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における選挙期日について

3. その他

4. 閉会

(議事内容)

議題第 1 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における投票の場所について

《事務局説明》

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 2 項におきまして、「選挙管理委員会
が定める場所において行う」と規定されております。

事務局といたしましては、平成 26 年 12 月 24 日に実施されました前回の選挙と同
様に、「愛媛県松山市北条辻 6 番地 愛媛県後期高齢者医療広域連合事務所内」を投
票の場所として提案いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、御質問等はございませんか。

委 員 質疑なし

委員長 特になさいますので、「議案第 1 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙にお
ける投票の場所について」は、事務局提案のとおり可決、決定することに御異議ござ
いせんか。

委 員 異議なし

委員長 それでは、「議案第 1 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における投票の場所
について」は、事務局提案のとおり「愛媛県松山市北条辻 6 番地 愛媛県後期高
齢者医療広域連合事務所内」として可決、決定いたします。

議案第2号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における選挙期日について

《事務局説明》

広域連合規約第12条第1項におきまして、「関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する」と規定されております。また、同条第3項におきましては、「広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない」と規定されております。

これらの規定から、松山市長が選出された後、可能な限り早急に選挙を実施すべきではございますが、各市町において、12月定例議会が開催されること等を考慮いたしました結果、平成30年12月27日を選挙期日として提案いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、御質問等はありませんか。

委員 質疑なし

委員長 特にないようですので、「議案第2号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における選挙期日について」は、事務局提案のとおり可決、決定することに御異議ございませんか。

委員 異議なし

委員長 それでは、「議案第2号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長選挙における選挙期日について」は、事務局提案のとおり「平成30年12月27日」として可決、決定いたします。

以上で、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

次第3. その他といたしまして、この機会に何かございましたらお願いいたします。

委員・事務局 特になし

署名委員

委員長

中村 純

委員

森 恒雄

委員

上甲憲章

委員

三好勝志